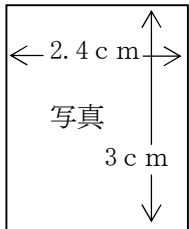
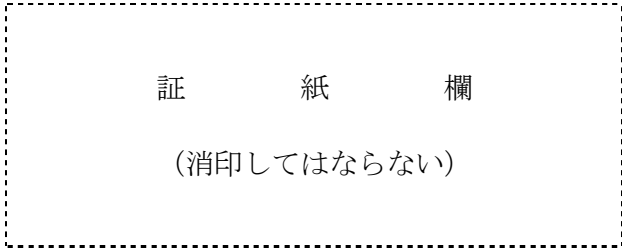


宅地建物取引士証 交付申請書



下記により、宅地建物取引士証の交付を申請します。

年 月 日

三重県知事 あて

(〒 -)

申請者 住 所

氏 名

申請の種類

<input type="checkbox"/>	1. 新規
<input type="checkbox"/>	2. 更新
<input type="checkbox"/>	3. 登録の移転

※受付番号

--	--	--	--	--	--

※受付年月日

--	--	--	--	--	--

申請時の登録番号

2	4									
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※受講年月日

--	--	--	--	--	--

住 所	電話番号 () -	
フリガナ 氏 名		
生年月日	年 月 日	
業務に従事している宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称	
	免許証番号	国土交通大臣 () 第 号 知事
新規の場合	試験の合格後1年を経過しているか否かの別	1年を経過して (いる ・ いない)
更新又は登録の移転の場合	現に有する宅地建物取引士証の有効期限	年 月 日

※確認欄

宅地建物取引士証の交付手続きについて

宅地建物取引士の資格登録を終えた者が、宅地建物取引士として宅地建物取引業に従事するには、宅地建物取引士証が必要です。

宅地建物取引士証の交付手続きは、申請日が宅地建物取引士資格試験に合格してから1年以内かどうかにより異なります。

1 試験に合格してから1年以内の場合

資格登録完了の通知ハガキが届いてから、必要な申請書類（下記参照）を下記提出先まで簡易書留等により郵送するか、持参してください。

必要な申請書類

- ① 宅地建物取引士証交付申請書
… 必要な事項を記入してください。
- ② 顔写真2枚
… 申請前6ヶ月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦3cm×横2.4cmのカラー写真
… 1枚は申請書に貼付し、1枚は裏面に氏名を記入して貼付せず提出してください。
- ③ 三重県収入証紙4,500円 … 証紙欄に貼付してください。
- ④ 返信用切手 434円分 … 郵送での返送を希望する場合のみ

提出先 ※ 郵送の場合は簡易書留等安全な方法で提出してください。

〒514-8570 三重県津市広明町13番地（県庁4階）
三重県県土整備部建築開発課 宅建業・建築士班 宛

2 試験に合格してから1年を超えている場合

三重県知事が指定する講習（法定講習）を受講する必要がありますので、下記法定講習実施団体に申し込んでください。宅地建物取引士証は、法定講習受講後、原則即日交付されます。

【注意】

二つの団体に講習を行っています。どちらか一つを受講すれば、交付を受けることができますので、二つの団体の講習を同時に申し込まないようにしてください。

申込みの前に、ご自身の都合と講習日程・場所・申込方法・日程変更方法・キャンセル条件などをよく確認して、申込みをしてください。

〒514-0008
三重県津市上浜町1丁目6-1
公益社団法人三重県宅地建物取引業協会
TEL 059-227-5018 / FAX 059-227-5019

〒510-0087
三重県四日市市西新地12番6-2号
公益社団法人全日本不動産協会三重県本部
TEL 059-351-1822 / FAX 059-351-1833

【お問い合わせ先】

三重県県土整備部建築開発課 宅建業・建築士班

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL 059-224-2708 / FAX 059-224-3147
ホームページ（e-すまい三重内）



「三重県 宅地建物取引士証交付申請」で検索

<http://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/37273031437.htm>